

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和3年9月30日（木）16:36～17:07
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	八田 達夫	アジア成長研究所理事長 大阪大学名誉教授
座長代理	原 英史	株式会社政策工房代表取締役社長
委員	阿曾沼 元博	医療法人社団混志会社員・理事
委員	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
委員	中川 雅之	日本大学経済学部教授

<関係省庁>

端本 秀夫	金融庁企画市場局信用制度参事官
-------	-----------------

<提案者>

本島 靖	会津若松市企画政策部スマートシティ推進室副参事兼室長
二瓶 敏郎	会津若松市企画政策部スマートシティ推進室副主幹
柏木 康豪	会津若松市企画政策部スマートシティ推進室副主幹
高橋 俊貴	会津若松市企画政策部スマートシティ推進室主任主事
齊藤 修啓	会津若松市企画政策部副参事
小林 慶介	会津若松市連携事業者（T I S株式会社DX営業企画ユニットDXR&D部エキスパート）

<事務局>

青木 由行	内閣府地方創生推進事務局長
山西 雅一郎	内閣府地方創生推進事務局次長
三浦 聡	内閣府地方創生推進事務局審議官
黒田 紀幸	内閣府地方創生推進事務局参事官
喜多 功彦	内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 一般社団法人によるデジタル通貨の発行
 - 3 閉会
-

○黒田参事官 それでは、定刻となりましたので国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始したいと思います。

今回は、「一般社団法人によるデジタル通貨の発行」ということで、金融庁に御出席いただいております。また、会津若松市にはオンラインで御出席をいただいております。

本日の資料は、会津若松市と金融庁、事務局から御提出いただいております。全部公開ということでございます。あと、議事要旨についても公開ということでございます。

流れにつきましては、金融庁から5分ほど御説明いただきまして、その後、先生方のディスカッションということでお願いできればと思います。

それでは、八田座長から議事進行をお願いいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださいます。どうもありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○端本参事官 金融庁提出資料を御覧ください。

資金移動業者の要件として、株式会社であることを求めている理由ということなのですが、現行制度の考え方を御説明させていただきますと、資金移動業者の登録要件として株式会社であることを求めています趣旨は、資料に書いてありますとおり、経済活動の基礎をなす社会インフラとして、送金等のサービスを提供する事業者ということで、事業が適正かつ確実に遂行され、利用者の保護が図られることが重要だと、こうした観点から、まず多様な資金調達手段による弾力的かつ機動的な業務運営、それから、会社法に基づくコーポレート・ガバナンス機能の活用による効率的な業務が期待できるということで、要件とさせていただきます。

我々のほうから説明を求められている点については、この資料に記載のとおりですが、会津若松市から提出されている資料を拝見させていただきますと、例えば3ページとか、4ページに書かれているデジタル地域通貨を使いたいということであれば、提案されている資金移動業でなくて、前払式支払手段というものも使えます。これは我が国では、首都圏に限らず幅広く電子マネーとして使われています交通系のICカード、SUICA、PASMO等、そういったものもこの仕組みで提供されております。

この仕組みにつきましては、原則として純資産額1億円を求めているのですが、例えば一つの市町村内でやるということであれば1,000万円ということにしてありますし、御提案されている一般社団法人による業務運営もできます。かつ一般社団法人で、その定款の中に地域経済の活性化を目的にされるということであれば、純資産額の要件をゼロとしたりとか、そういう仕組みもございます。ですので、提案されていることを拝見して、そうした前払式支払手段ということを活用いただくことは考えられないのかなと思ったものですから、その点についてはコメントをさせていただきたいと思います。

その点については、会津若松市が提出されている資料の8ページに、なぜ前払式ではないのかと論点②で書かれていまして、上から見ますと、商品、サービスの購入は前払

式でもできると、一番下のところの店舗等事業者と発行者間のオンデマンド精算はできないと整理されていますけれども、制度上、これはできないことにはなっておりませんので、もしこのあたりで何か御懸念があるのであれば、実際に事業をされる際に御相談いただければ、我々として、制度上制約を設けているつもりはありませんので、そこは個別に御相談いただければなと思っております。

最後に、2番目の円の相互交換、これはいわゆる送金もできるようにしたいという御提案かなと思ったのですが、送金までできるということだと資金移動業になるのですが、ただ、ここは今焦点が当たっています株式会社か一般社団法人かという論点だけではなくて、例えばやはり送金ということだと、マネーロンダリング等に使われるという懸念もあって、これは金融庁所管の法律ではありませんけれども、警察庁所管の犯罪収益移転防止法の規制がかかったりとか、外為法関係の取引スクリーニングをしないといけなかったりとか、国際テロリスト財産凍結法の取引スクリーニングをしないといけなかったりとか、送金まで視野に入れられると、それに伴うコンプライアンスというのは求められます。ですから、そこまで含めて考えておられるのか、それとも地域の店で電子マネーとして使えるようにしたいということが主たる目的なのか、そのあたりは整理していただいたほうがいいのかと考えましたので、申し添えたいと思います。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、まずは会津若松市に御意見を伺いたいと思います。今、二つ御指摘があったと思いますが、前払式支払手段ではどうかということ、送金の問題についてはどう考えていらっしゃるかということです。よろしくお願いします。

○本島副参事 会津若松市スマートシティ推進室の本島と言います。よろしくお願いします。

会津若松市の考え方としては、既に提案書に記載のとおり、基本的には地域通貨として運用を考えておりますので、基本的には円との相互の交換ということも含めての採用、これを前提に考えています。

○八田座長 先ほど御指摘のあった「(3) 店舗事業者と発行者間のオンデマンド精算」については大丈夫なのですか。先ほどおっしゃったのは、送金の問題はそんなにクリティカルな問題ではないということですね。地域通貨として使いたいということが主目的だから送金はできなくてもいいということですか。

○本島副参事 送金が必要だという意味です。

○八田座長 ちょっとよく分からない。先ほどおっしゃったことは地域通貨として使いたいということで、そこに主眼があるということでしたが、送金となるとものすごく難しい、面倒くさい、さらに海外送金となるともっと面倒くさい問題があるという御指摘をマネーロンダリング防止の観点から金融庁がしていたのですが、そこが一番の大きな目玉ではないということですね。

どうぞ。

○小林エキスパート 小林と申します。

通貨としての送金の部分ですけれども、海外送金というのは今時点では想定しているものではないのですけれども、デジタル通貨ということですので、当然にして人と人との間の送金、あとは事業者間での送金、事業者間に渡ったデジタル通貨はそのまま使うこともできますし、店舗もその事業者が求めるタイミングでの円との交換というものが必須条件になってきますので、通貨としての機能を果たそうと思うと、前払いでは実現できないと考えています。

○端本参事官 その点、ちょっと申し上げてよろしいでしょうか。今、国内で幅広く使われている交通系のICカードの電子マネー、これは前払式でやっていて、加盟店のキャッシュレスというのはこれで実現できると思います。

それに加えて送金です。自由に送金できるということになると、これはまた違う話になってきます。海外送金に限らず国内送金も犯罪収益の移転に使われてないのかどうかとか、そのあたりは厳格な確認が求められますので、単に参入要件として株式会社かどうかというだけの話ではなくて、厳格なコンプライアンス体制の構築が求められるということは申し上げておきたいと思います。

そこまで視野に入れられているかどうかという、それが地域通貨とおっしゃっていることと、どういう関係があるかということをよく整理していただいてもいいのではないかなと思います。2ページ目で書かれていることは店舗でのキャッシュレス決済を実現したいということですね。2ページ目の課題、キャッシュレス決済を普及させたいということですね。これについては、今の前払式の方法で私は十分に達成できると思うのです。

○小林エキスパート キャッシュレス化というところは、店舗でのお買い物というところが大きなユースケースだと思いますけれども、現時点で店舗のところをキャッシュレスが実際に進んでいないということが現状にあると思います。そこには、やはりキャッシュレス手数料という問題もありますし、店舗の資金繰りの問題も出てきていると思います。

少なくともこの部分に関しては、現行、店舗が求めるタイミングで円と自由に交換できたり、デジタル通貨のまま、例えばそれを仕入れに使ったということが認められているわけではありませんので、それを実現しようと思うと前払式ではなく、通貨の性質を持った資金移動ではないと、実現できないと考えています。

○八田座長 委員の皆さんから、何かありますか。

○落合委員 私から伺おうと思うのですが、払戻しのところについて、先ほど御指摘があった会津若松市の資料の8ページのところです。地域通貨と円の相互の交換というようなのがあったと思うのですけれども、ここの部分を必ずやりたいというところがあるということでしょうか。

○小林エキスパート そこが必要と考えているところです。

○落合委員 そこが必要ということですか。そこが必要だと前払式だとできないという御

主張のように思われますが。

○端本参事官 そこを明確にさせていただきたいのですけれども、電子マネーを店舗で使います、その店舗が使われた電子マネーをすぐ現金化したい、そういうニーズであれば、前払式でも実現できますので、それはまさに前払式支払手段を提供する事業者と加盟店の間の契約の問題ですので、それについて何ら制約している法令はありません。そういう意味で、加盟店のキャッシュ、資金繰りの問題からそういうことをおっしゃっているのであれば、それは制度上、制約はありません。一般社団法人としてサービスを提供される方と加盟店の間の契約、どういう契約をされるかという話なので、それは法令上の話ではございませんし、前払いだからできないということはございません。

○小林エキスパート そこの前払いの資金制度のところだけ取り上げて議論が進んでいると思うのですけれども、そもそもデジタル地域通貨を会津若松市において推進しようとしているところの大きな問題として、キャッシュレスの問題もありますし、決済手数料の問題もあります。今、現存している、いわゆるキャッシュレス決済事業者のスキームにおいては、この枠組みの縛りを受けているものしかございませんので、やはり地域のキャッシュレス手数料という課題を解決して、加速度的にキャッシュレスを普及させるためには、こういった地域通貨という枠組みは必要だということです。これは前払いの電子マネーを入れたらいいとか、そういうことではなくて、柔軟な通貨の設計が重要だということです。

○端本参事官 そこも何度も申し上げて恐縮なのですけれども、手数料の話は、前払いとしてサービスを提供される一般社団法人と加盟店の間の契約の問題ですので、そこについて、サービス提供主体が一般社団法人で、まさに会津若松市を支援されるという方であれば、そこを勘案した手数料体系にさせていただくことで対応できるのではないかなと思います。

○落合委員 今の点は、法規制の枠組みの点と手数料は変わらないというか、クレジットカードでも資金移動業でも前払式支払手段でもいずれでも同様に問題になりうるので、どちらかというところ、お客というところ、市民が地域通貨と日本円を交換したいというのが計画の前提に入っているかどうかというのが問題になりそうなのです。会津若松市のほうでは、そこはいかがでしょうか。

○小林エキスパート 何も我々は店舗の精算の契約のところだけの話をしているだけではなくて、通貨というもので円の交換であるとか、そういった事業者からの決済であるといったトータルでの通貨としての機能を実現したいということです。そこを一つ取り上げて、電子マネーでいいよということではないと思っています。

○落合委員 分かりました。ということは、金融庁が御指摘されている中にもっともなところもあり、手数料ですとか、規制の問題ではない話と規制の話が両方混ざっているところがあり、前払いにするかとか、資金移動にするかとか、そういう問題ではない話がかなり混ざっていたように思いますけれども、ただ一部、その用途としては移動業でないといけないと思われるところも指されていたように思われます。そうすると、やはり一応資金

移動業について何らか検討してほしいという趣旨は含まれているようには思われました。

○端本参事官 送金するという前提であれば、今、送金を国内で業として行っているのは銀行と資金移動業なのですけれども、いずれも先ほど申し上げたとおり、犯罪収益移転防止法に基づく特定事業者として口座開設時の本人確認義務等がかかりますし、取引をモニタリングする義務や、あるいは口座開設している人の属性を継続的に管理することなどが求められます、ここのマネーロンダリング防止等の観点からの規制というのは、私はこれはかかると思います。

○落合委員 私もそれは当然かかると認識しております。

○端本参事官 そうすると、それは結構なコンプライアンスコストにはなります。そこまでして送金も含めてということなのかどうかというのを、私が見ている感じだと、そこまでのことをおっしゃっている方は実はあまりいらっしゃらなくて、まさに交通系のICカードもそうなのですけれども、キャッシュレスで買い物できるということで、送金とかの機能がないので、そういう義務とかがなく、誰でも自由にチャージして使っているわけですが、送金できるという話になりますと、犯罪収益移転防止法上の義務等の規制がかかってきますので、そこまで視野に入れた上で考えるかどうかというのは一つの分かれ道かなと思います。

○八田座長 そこは視野に入れていらっしゃるということですか。それだけのコストは払ってもいいと。

○小林エキスパート もちろんです。ですので、我々はデジタル通貨、スマートシティですので、こういったデジタルで記録を残して、トレーサビリティがあるという基本的な考え方になっています。我々会津若松市のスマートシティは、人中心のオプトインというものが大前提になっていますので、人の属性であるとか、状態であるというのはスマートシティの中でキャッシュだけではなく捉えるものになっていて、これにお金の流れというところをデータで補足するということで安全性を確保するという考えのもと、デジタル地域通貨を指向しておりますので、当然、ここは守っていくべきところだと思っていますので、そこは織り込み済みということで御理解いただければと思います。

○落合委員 噛み合っていないと良くないなと思ったので質問なのですけれども、負担としては、要するに犯罪防止のために、そのためにチェックをしてくださいという話になるのですけれども、そこはそういうことも含めた計画なのでしょうか。

○端本参事官 その点についてさらに申し上げますと、マネーロンダリング防止等の要請は年々強くなってきていまして、先般も8月30日にもFATFという国際的に各国の取組を評価する団体から日本の取組の審査報告を受けているわけですが、現状、大きな金融機関は対応できているのですけれども、地域金融機関を含めて十分対応できていないということで、どういう形で色々な資金の動きをシステムで対応するかとか、なかなか個々の地域金融機関では対応できない面もあるので、共同化して、銀行界、あるいは金融界全体として対応できないのかとか、そういう議論をしている状況にあります。

そういう意味でどうなのかなというのが、私は気にはなるのですけれども、地域金融機関にとっても結構これは重い話で、なかなか自分たちだけでは対応できないというような要求水準になっているわけですが、そういうものも含めて提案をされている一般社団法人で体制整備をされてやられるということなのかどうか、そこは結局、このサービスを提供することのベネフィットとの関係でコンプライアンスコストをどう考えるかということだと思います。そのあたりについて直ちにどうこうということではないのですけれども、その辺が私の立場からすると気にはなります。

○小林エキスパート 御指摘ありがとうございます。

我々会津若松市の提案書にも書いてありますとおり、我々はデジタル通貨フォーラムとの協業でもって、このあたりの検討というのは既に進んでいるところもありますし、スマートシティの中、金融機関はありますけれども、こういったところとの関係も構築しています。スマートシティは企業が集まっていますけれども、この中にはアンチマネーロンダリングのサービスを提供している事業者もありますので、そういった意味では、ここもできているものだと思っております。

○八田座長 そうすると、そこは検討する。こういうところはやはり株式会社というところなのですか。

○落合委員 株式会社のところをおっしゃられているようです。

○八田座長 要するに超えるべき規制の障害というのは、会津若松市の観点からいくと、株式会社のところだけだということですね。

○小林エキスパート そうです。

○八田座長 これについては、株式会社でなくてもいいのではないかという話なのですが、これはどうですか。送金についてちゃんとした色々なことをやりますと。

○端本参事官 これについては、まず先ほどのことをコンプライアンスを含めてきちんと対応されるかどうかということを見極めていただいたほうがいいかなと思います。この場ではそうおっしゃっていますけれども、送金も含めて金融機関にとっても重いコンプライアンスコストがかかるものについて、さらに申し上げますと、そういうものを伴うものなので、対応できるのかどうかというのがまずあります。

○八田座長 金融庁にとっては、そこをきちんとクリアしたら株式会社のことは大きな問題ではないと、そういうことですね。

○端本参事官 株式会社、一般社団法人という、これは確かに登録要件を見ると、そこは引っかかるのですけれども、それだけではない、前払式で電子マネーを提供するのか、送金も提供するのかというのは、その後の継続的なコンプライアンスという意味での負担は全然違いますので。

○八田座長 これからも検討なさるだろうから、基本的には、そこはできたとすれば、株式会社の問題は、それはもういいですと考えていいわけですか。要するに根本的に送金のところのきちんとした体制を作ることのほうが重要ですから、そこができていれば。

○端本参事官　そういうことを申し上げるつもりはないというか、さらに申し上げますと、これは登録制ですので、登録要件を満たしていれば、資金移動業者の登録をします。ですから、そういう体系のもとでは、金融法規、一般的に株式会社形態を求めています。それは資料を拝見して、個別に色々と作り込めば対応できるということをおっしゃっているのかなと思うのですけれども、登録制ですので、外形的な基準と言われるかもしれませんが、株式会社形態でやっていただきたいという制度になっているということでございます。

○八田座長　今おっしゃったことは、結局送金に関してきちんとした体制を整えてくださいと、その必要条件として株式会社をやっているのだから、細かい送金のことで全部詳しく見られないから、一応株式会社の要件を満たしてくださいというわけですね。そうであるならば、きちんと送金の対策を整えますというのなら、それならそれで株式会社の要件を外してもいいのではないですか。特に特区でね。

○端本参事官　そこは全体の中で、本当にそういうのがワークするのかというのは、やはり慎重に検討させていただきたいと思います。なぜかと申しますと、登録要件だけを見ると、そこだけに今着目されていますけれども、送金をやるということであれば、全体として色々な規制がかかりますので、それに見合ったものかどうかというのは、やはり全体の中で判断しないとイケませんので、そこだけ切り出して、ちゃんとやるからいいではないかということではないのかなと思います。

○八田座長　送金に関してのきちんとしたシステムを作ってやって、そこを特区で認めていただきたいということだと思います。ですから、まずそのシステムを見たいということですよ。

○端本参事官　そういう意味で申し上げますと、送金サービスを構築されて、例えば何かあったときに円滑な、やはり我々はやっていただく以上はきちんとどういう環境になっても事業を継続していただくような資金調達手段があるとか、何かあったときの責任主体は明確なのかとか、そのあたりは求めています。そういう意味で、株式会社形態でやっていただくのがいいのではないかとということで、金融業、基本的に株式会社要件を求めています。ですから、そういう中で、ここだけ一般社団法人でもいいではないかという御議論は慎重に検討させていただきたいと思います。

○八田座長　検討いただくようお願いします。

　今のお話から明らかになったのは、株式会社という要件は一つだけです、その元来の目的は、やはり送金をきちんとということだから、そこがきちんとできれば、それは考えたいて、検討したいというお考えですか。

○端本参事官　そこも含めて検討するということです。

○八田座長　会津若松市から、何かおっしゃりたいことはありますか。

○本島副参事　今ほどお話しいただいた部分、是非検討していただきたいなと思うのですけれども、要は全体的な運用の改正とかを見て決めていただけるということであれば、株

式会社か一般社団法人かということは、逆に言うと、その体制が整っていれば、十分対応できるという判断にもつながることだと思いますので、株式会社でなければダメだということに関しては、是非見直しをしていただきたいと重ねて申し上げます。

○八田座長 そこも含めて検討するということですね。

委員の先生方から何かありますか。

○落合委員 資料のほうで拝見しているだけですが、ガバナンスの仕組みとして、地域の中で地域通貨を実施するにあたり、1社だけで実施する仕組みだと、その地域通貨というものにあまりそぐわないのではないかという考え方を持たれているのかと思われます。一般的な資金移動だとか、決済のサービスを考えている事業者の発想とはちょっと違うような発想で自治体と密接にという形で考えられているというところがあるということなのだと思います。

そういった意味では、一般的にそうしてくださいというよりか、こういう地域通貨の例を念頭に置いてということなのだろうと思います。普通のケースはそうのように考えないですよという金融庁の御指摘は、私もほぼそのとおりにかなと思うのですが、何か今回のはどうも違う意図もあるようで、要するに地域としてのガバナンスというのが、社団法人のほうが取れるのではないかという側面もあってお考えになっているのだと思われますので、そこを御考慮いただければと思います。ただ、ガバナンスのハードルを下げてほしいというわけではないように思われますので、提案以外の点についてはもちろん当然結構厳しい対応が求められるというのはお分かりの上、頑張られるということだと思いますので、そのほかの項目を緩和してほしいというわけではないというのを前提に、できる限り御検討いただければと思います。

○端本参事官 1点御質問なのですけれども、送金は会津若松市民の間での送金ということですか。それとも、送金自体は誰でもできるということですか。

○本島副参事 いわゆるこの地域でのデジタル地域通貨を使われている方の間では送金ができるという捉え方です。

○端本参事官 会津若松市の住民、ただ、住民かどうかというのも結構管理するのは大変だと思います。電子マネーで、加盟店で使うということであれば、会津若松市にある加盟店なので、そこで使えますということで特定できると思うのですけれども、送金のユーザーが市民かどうかという特定は結構難しいですし、では、市民ではない人との間では、銀行とかそういう決済を使われるということですか。送金はそのようにされて、市民の間だけ、この仕組みが使われる、そういう想定をされているということですか。

○本島副参事 結局、その市民という部分でも、いわゆる市内に必ずしも住民登録がなくても、この市内で色々な活動をされている方々もいらっしゃいますので、市民という限定ではなくて、この地域にいて経済的な活動で営業されている方が、このデジタル地域通貨を登録して使うという形になりますので、その間での運用を前提という形です。

○端本参事官 加盟店は市内の加盟店ということで特定できますけれども、送金主体の特

定は実務上難しいと思います。

○落合委員 特区で行うに当たって、特定の自治体の住民であるという担保ができるという要件があったりすると、また整理がしやすい、しにくいというのが変わるかもしれませんが。そういった用途だったり、それを確認する方法があるかどうか自体は、必ずこうしないといけないというのをワーキンググループのほうから言うものではないのだと思うのですけれども、御検討いただいたほうが、もしかすると今後の調整にとってプラスかもしれません。それはそういった方向性というのがあり得るのかどうか、一般論としては地域通貨として、そういう考え方はあり得るはないと思うので、会津若松市のほうでも御検討いただくといいかなと思いました。

○八田座長 委員の方、他にございませんか。

それでは、会津若松市のほうも送金の問題の安全策について御検討いただき、金融庁もそれを見て御検討いただくということで、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございます。